

財政運営 （第190回雇用保険部会 資料 1）

育児休業給付を支える財政基盤の強化（案）

現状・課題

- 育児休業給付については、育児休業の取得者数増等を背景に、支給額は年々増加しており、財政基盤の強化が急務。
(現在の国庫負担割合：本則 1/8 のところ暫定措置として1/80、現在の保険料率：0.4%)

見直しの方向性

- 男性育休の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するため、令和4年雇用保険法改正法の附則の規定を踏まえ、
 - ① **令和6年度から、国庫負担割合**を現行の1/80から本則の**1/8**に引き上げる
 - ② **当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組み（注）を導入する**

(注) 前年度の決算を踏まえた該当年度の積立金残高(見込み)と翌年度の収入(見込み)の合計額が、翌年度の支出(見込み)の1.2倍を超える場合は、翌年度の料率を0.4%とすることができることとする。



【男性の育休取得率の目標】

2025年 公務員 85%（1週間以上の取得率）、民間 50%
2030年 公務員 85%（2週間以上の取得率）、民間 85%

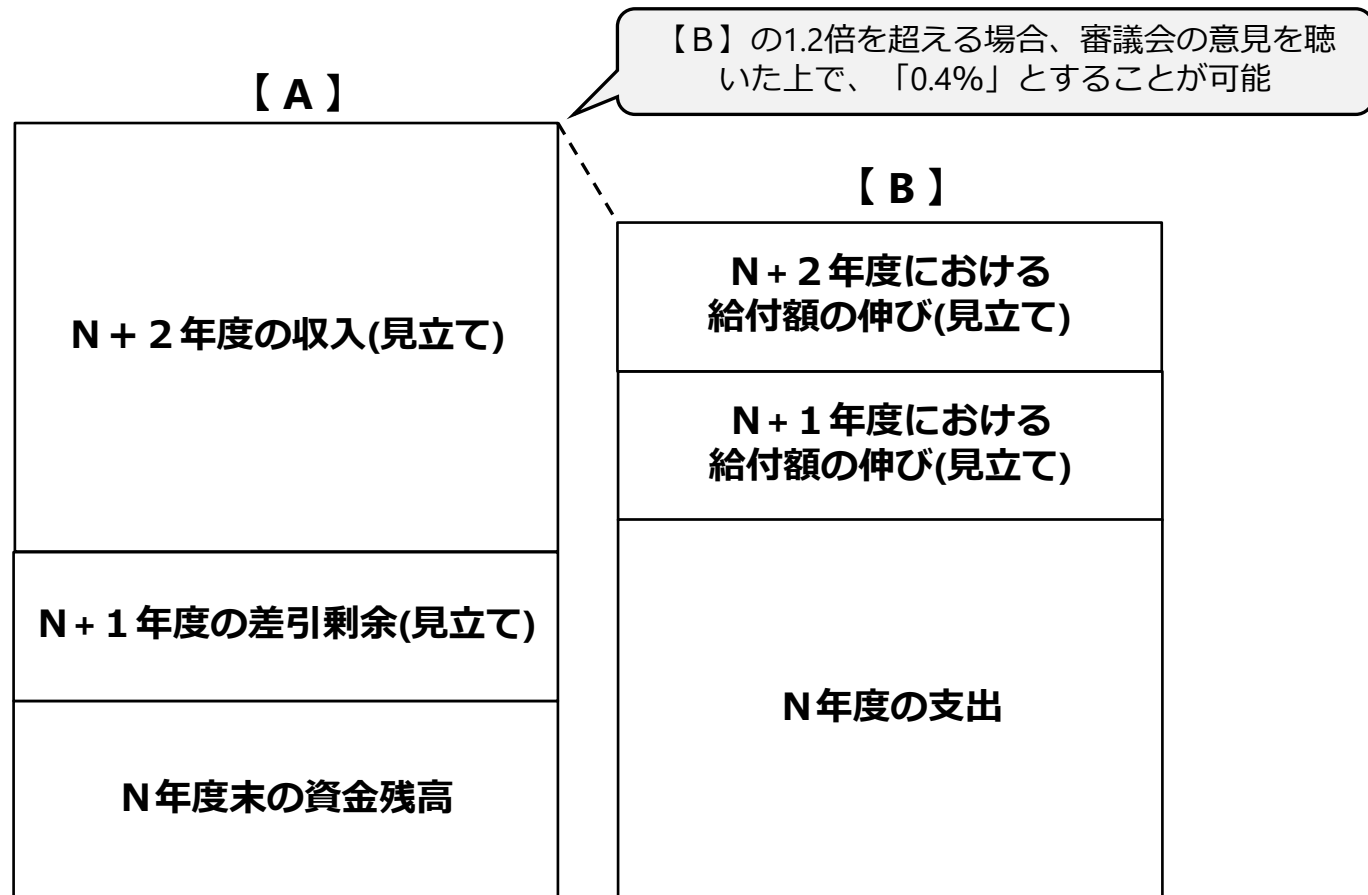
(出所：こども未来戦略方針)

(参考) 2022年雇用保険法改正法の附則

政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

育児休業給付の雇用保険料率の弾力的な運用（案）

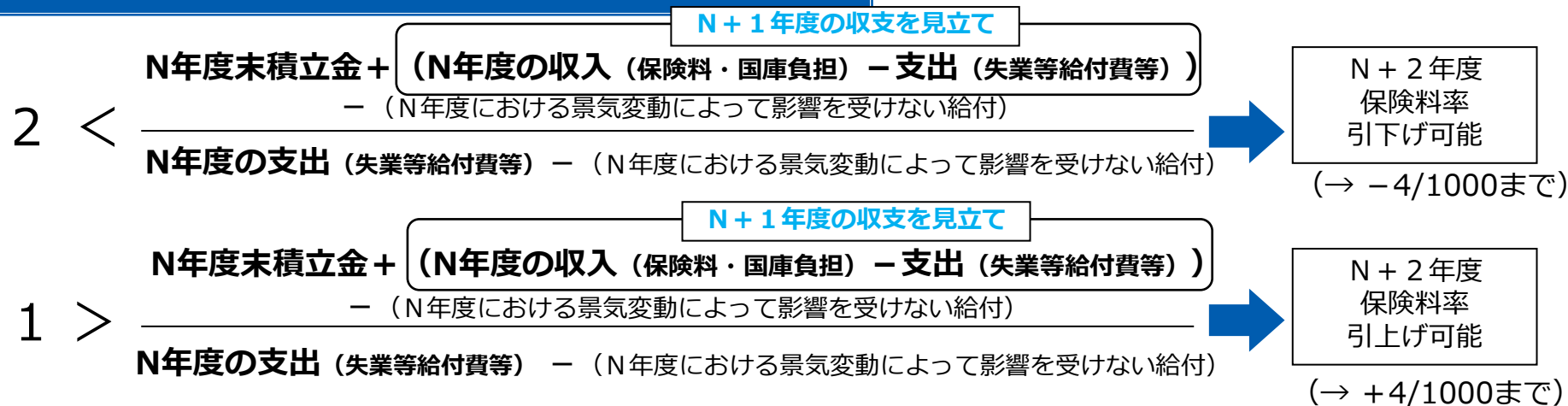
- 当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から「0.5%」に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に「0.4%」に調整する仕組みを導入する。
- 具体的には、「N+2年度の収入」と「N+1年度末の積立金」の合計額（見立て）【A】が、「N+2年度の支出」（見立て）【B】の1.2倍を超える場合、労働政策審議会の意見を聴いた上で、育児休業給付の雇用保険料率を「0.4%」とすることを可能とする（N+2年度の料率について、N年度決算を基に、N+1年度に判断する）。



(参考) 雇用保険料の弾力条項の考え方 (現行制度)

1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則 8/1000 (労使折半) (R4.4~9は2/1,000、R4.10~R5.3は6/1,000)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項 (徴収法第12条第5項)

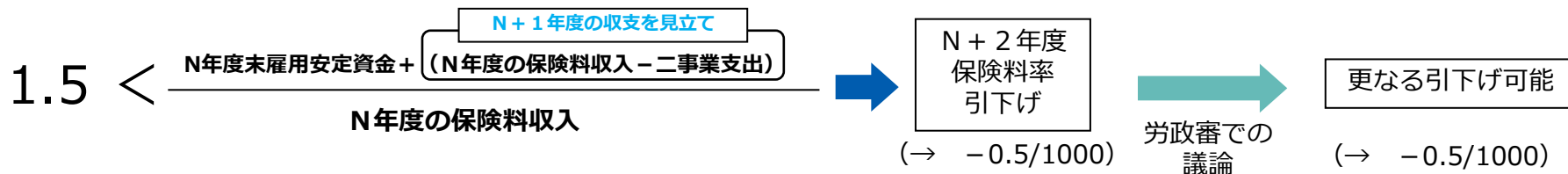


注1: 景気変動によって影響を受けない給付とは、教育訓練給付及び雇用継続給付をいう。

注2: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000 (事業主負担)


雇用保険二事業に係る弾力条項 (徴収法第12条第8項及び第9項)



育児休業給付の財政運営試算 (財政基盤強化策(案)を反映)

(単位：億円)

【収支見込】	R4年度 (決算)	R5年度 (予算)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	R9年度 (見込)	R10年度 (見込)	R11年度 (見込)	R12年度 (見込)
収入	7,898	7,999	9,376	9,463	9,536	9,596	11,716	11,749	9,708
支出	7,117	7,780	8,710	9,401	9,985	10,465	10,839	11,107	11,360
差引剰余	780	219	666	62	▲ 449	▲ 869	877	642	▲ 1,652
資金残高	3,090	3,309	3,975	4,037	3,588	2,719	3,596	4,237	2,585

保険料率	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%
国庫負担	1/80	1/80	1/8						

弾力倍率	-	1.41	1.25	1.22	1.12	1.18	1.22	1.08	1.08
------	---	------	------	------	------	------	------	------	------

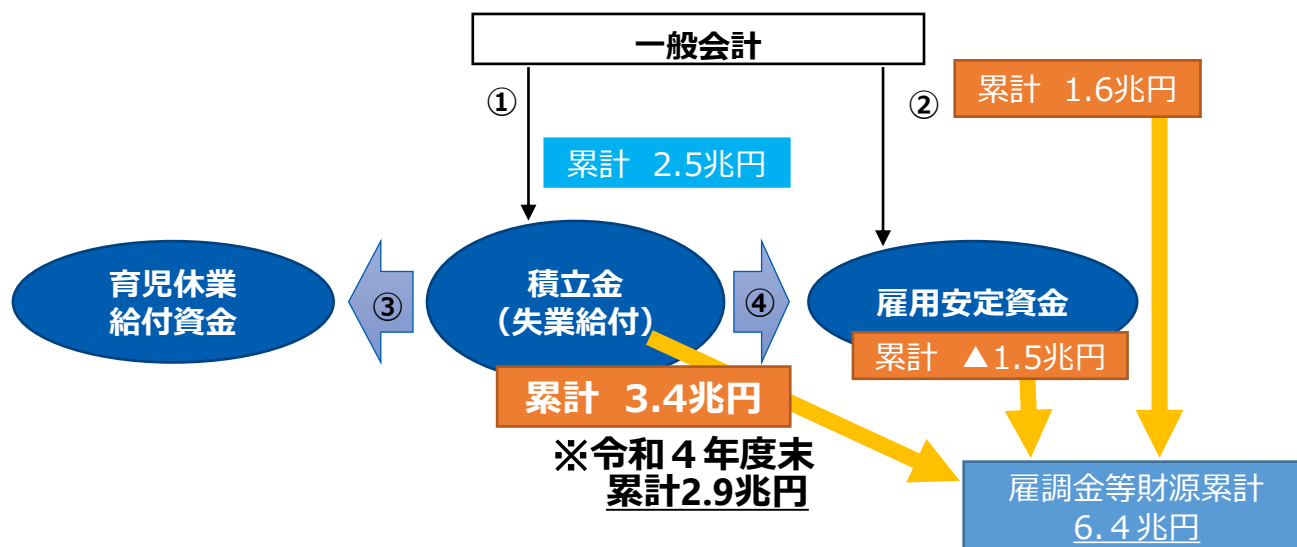
- ※ 1 支出については、令和4年度決算をベースに、「こども未来戦略方針」において男性育休の取得促進などが掲げられたことなどを加味して試算。
- ※ 2 弾力倍率が「1.2」を超えた場合、本資料では、機械的に、雇用保険料率を0.4%としている。
- ※ 3 適用拡大(令和10年10月施行を想定)に伴う収入・支出の影響額については、計上していない。

失業等給付の積立金から雇用安定資金への繰入金の取扱い（案）

- 雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入額については、令和5年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、特別会計法附則の規定に基づき、全額を失業等給付の積立金に繰り入れることとし、控除の在り方については、令和4年雇用保険法改正法の附則の規定（※）に基づき、引き続き検討する。

※ 令和4年雇用保険法改正法の附則第9条第3項

政府は、令和六年度までを目途に、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金及び雇用安定資金の額その他の同勘定の財政状況等を踏まえ、新特別会計法附則第二十条の三第八項の規定による控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



失業等給付の財政運営試算（前頁の「前提」に基づく試算）

- 失業等給付の財政運営について、前頁（注：本資料の16頁）の「前提」に基づいて試算した場合、令和8年度（推計）に弾力倍率が2倍を超える（※）。

（※）ただし、収入・支出について、今後の雇用安定資金から失業等給付の積立金への返済額等を見込んでいないことに留意が必要。

	5年度 収支イメージ	6年度 (推計)	7年度 (推計)	8年度 (推計)	9年度 (推計)	10年度 (推計)
収入	1.62兆円	1.59兆円	1.59兆円	1.59兆円	1.59兆円	1.62兆円
支出	1.42兆円	1.33兆円	1.33兆円	1.34兆円	1.33兆円	1.33兆円
差引剰余	0.20兆円	0.26兆円	0.25兆円	0.25兆円	0.26兆円	0.29兆円
積立金残高	1.18兆円	1.43兆円	1.69兆円	1.94兆円	2.20兆円	2.49兆円
弾力倍率	1.28	1.64	1.89	2.13	2.41	2.76

※1 令和8年度の弾力倍率が2を超えるため、令和10年度の保険料率は引き下げが可能であるが、本資料では、機械的に、雇用保険料率を8/1,000のままとしている。

※2 予備費は支出に計上していない。

具体的な制度設計(案)

(注) 下線部は、第188回雇用保険部会(12月11日)提出資料からの変更点。

(基本的な考え方)

- 教育訓練に専念するために離職した場合には、基本手当を受給しながら教育訓練を受けることが想定されることを踏まえ、在職中に教育訓練を受けるために休業等を行う場合においても、教育訓練に専念するために自己都合により離職した場合と同視しうることから、基本手当に相当する給付を支給するという考え方にに基づき、制度設計を行う。

(対象者)

- 企業の制度を利用して、無給で、自主的に教育訓練のための休暇を取得した一般被保険者であって、次のいずれにも該当する者。
 - ① 休暇開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある者
 - ② 被保険者であった期間が5年以上ある者

(給付額)

- 本給付の制度設計の考え方に鑑み、基本手当の計算によるとともに、所定給付日数は正当な理由なく自己都合により離職した者と同じもの(被保険者期間に応じて90日、120日又は150日)とする。
- 基本手当を受給した場合の被保険者であった期間の取扱いと同様に、教育訓練休暇給付金の受給後に離職した場合は、休暇取得前の被保険者であった期間は、基本手当を受給する際の受給資格の決定や所定給付日数の算定に用いる期間から除く。
- ただし、この場合においても労働者が失業した場合に労働者の生活の安定を図るという雇用保険の目的を果たすために、新たな給付の受給に伴い基本手当の受給資格を満たさなくなる場合、倒産、解雇により離職した者等に限って、最低限の基本手当(所定給付日数が90日等)を支給する。

【施行時期】

- 2025年度(令和7年度)中に実施。

【財源】

- 労使保険料と国庫負担(給付額の1/4又は1/40) [求職者給付と同様の基準]

具体的な制度設計(案)

(注) 下線部は、第188回雇用保険部会(12月11日)提出資料からの変更点。

- 雇用保険被保険者や受給資格者ではない者（雇用保険の適用がない雇用者や離職者、雇用保険の受給が終了した離職者、フリーランス等から雇用されることを目指す者など）であって、一定年数（3年）以上就業したことがあるものを対象に、自らが受ける教育訓練に関してその受講費用と訓練期間中の生活費用を対象に融資を行う。
- 多様な教育訓練を対象としつつ、制度の趣旨を踏まえた適切な利用が行われるよう、融資の対象となる教育訓練の範囲をあらかじめ設定するとともに、より教育訓練の効果を高めるためインセンティブとして、訓練受講後に賃金が上昇した場合に一定額の返済を免除する措置を設ける。
- この融資制度は、雇用保険被保険者ではない者を対象として、その就職を促進し、もってこれらの者の職業及び生活の安定に資するものとして、求職者支援制度に基づく事業として実施する。

【施行時期】

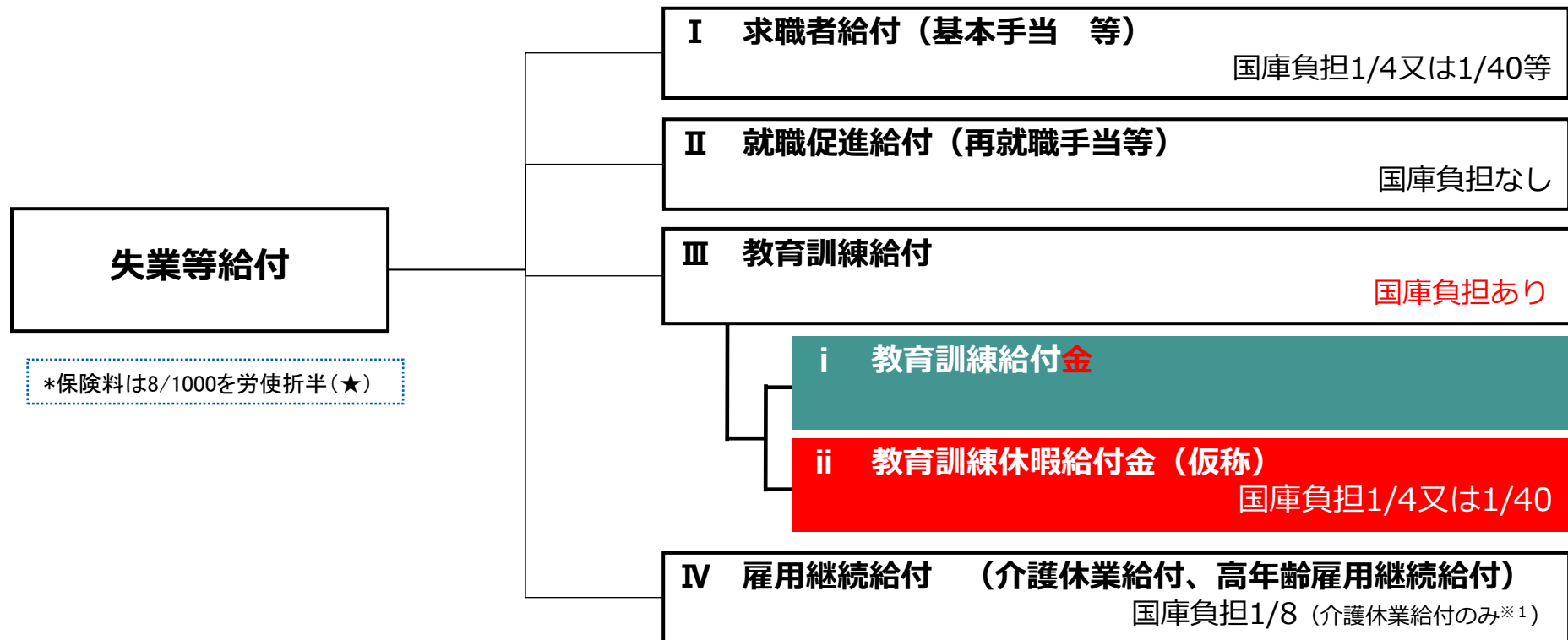
- 2025年度（令和7年度）中に実施。

【財源】

- 労使保険料と国庫負担（原則 1 / 2（当分の間は原則的な負担割合（1 / 2）の55%））

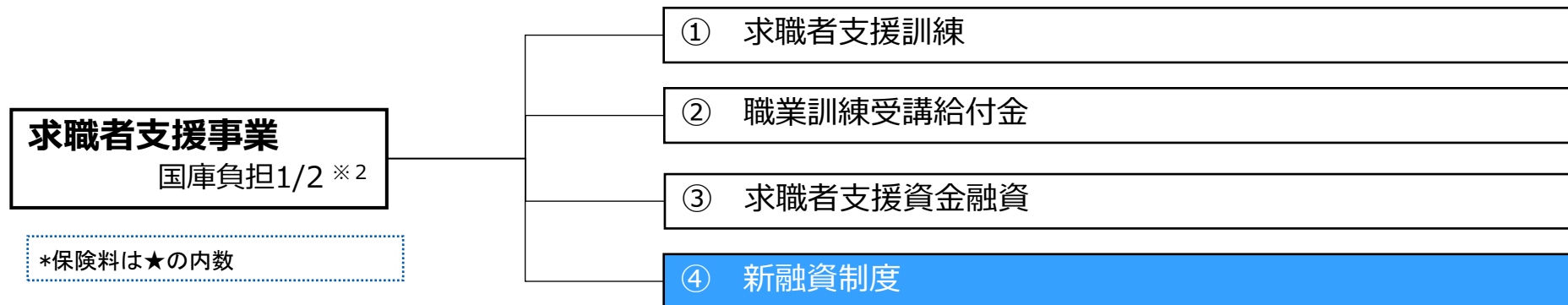
[求職者支援制度の財源構成]

雇用保険制度における教育訓練給付等の位置付け（見直し案）



*保険料は8/1000を労使折半(★)

※1 当分の間、本則の55%水準(さらに、暫定措置として、本則の10%水準)

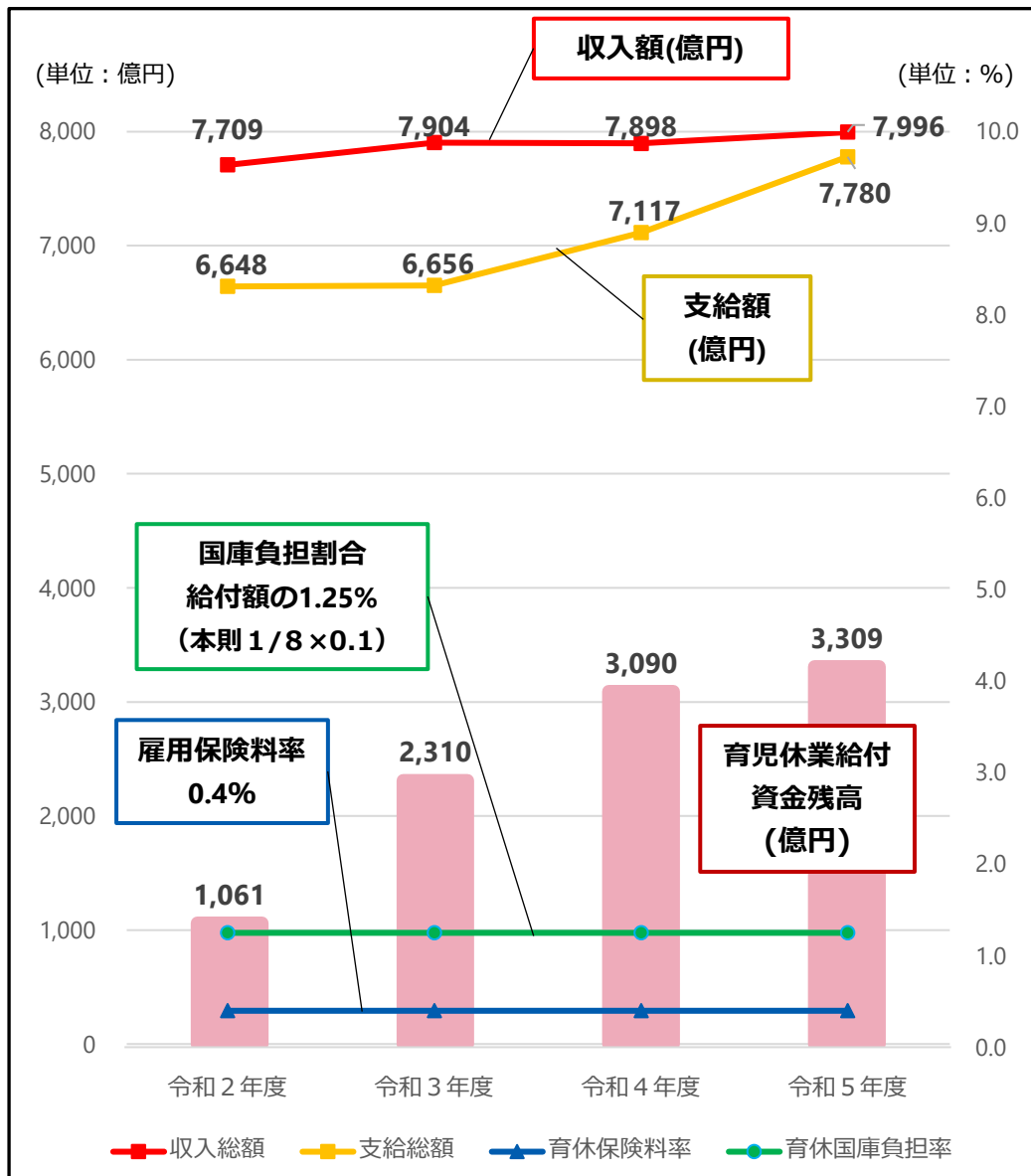


*保険料は★の内数

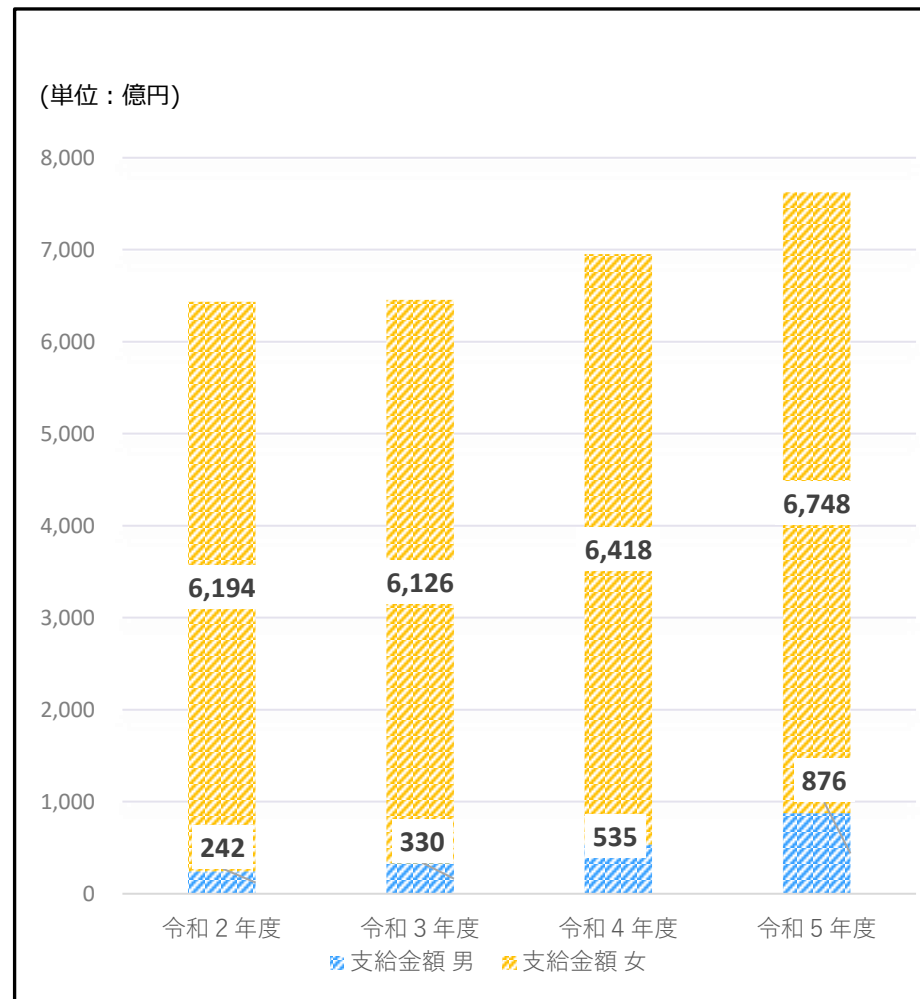
※2 当分の間、本則の55%水準

參考資料

育児休業給付に係る 雇用保険料率、国庫負担割合、収入額・支給額及び育児休業給付資金残高の推移



【支給額（男女別）】



(注1) 令和2年度から令和4年度までの数値について、男女別支給金額は業務統計値であり、支給総額は決算値である。また、育休給付資金残高は決算値である。

(注2) 令和5年度は当初予算額である。

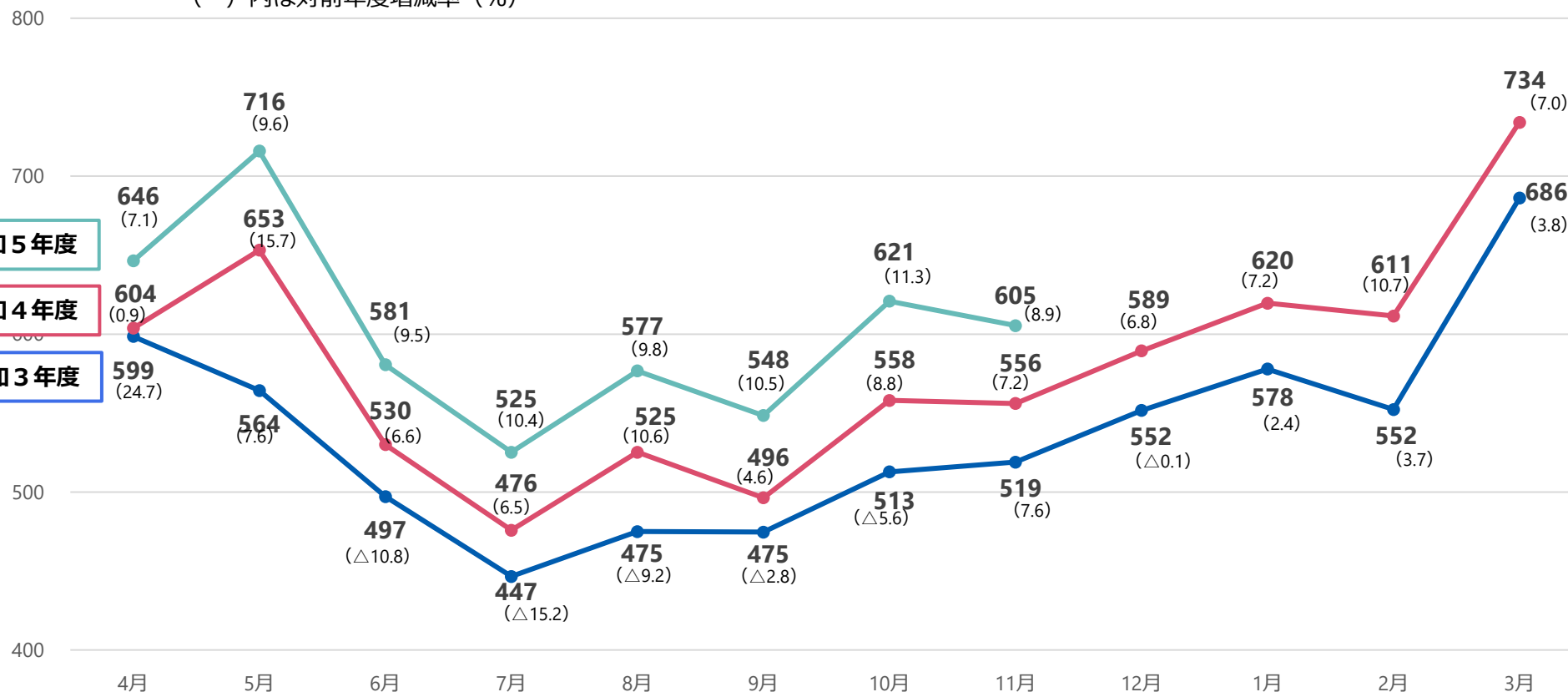
(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している(令和2年の雇用保険法改正)。

育児休業給付 支給額の推移

○ 育児休業給付の令和5年度における各月の支給額は、対前年度プラス10%程度で推移している。

(単位：億円)

() 内は対前年度増減率 (%)



(注) 支給額は業務統計値である

令和5年度の失業等給付関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度
収 入	4,087	21,600	15,453
うち 保険料収入	3,809	3,908	7,801
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	17,550	7,444
支 出	15,180	14,520	12,913
うち 失業等給付費	13,826 <small>(2年度以降育児休業給付 は区分経理)</small>	13,093	11,552
差 引 剩 余	▲ 11,094	7,080	2,540
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給額)	▲13,951 (30,094)	▲14,447 (22,373)	▲590 (8,186)
雇用安定事業費からの返還	0	0	0
積 立 金 残 高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	19,826 (13,951)	12,460 (28,398)	14,410 (28,988)

5年度 収支イメージ	1.62兆円
	1.59兆円
	0.02兆円
	1.48兆円
	1.26兆円
	0.14兆円
	▲0.46兆円
	0
	1.12兆円 (3.36兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度、3年度、4年度は決算額(翌年度繰越額含む)。
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

令和5年度の雇用保険二事業関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度 収支イメージ
収 入	26,900	32,664	14,187	1.31兆円
うち 保険料収入	5,709	5,856	6,830	0.70兆円
うち 一般会計より受入	6,956	5,227	1,377	0
うち 積立金より受入 (借り入れ)	13,951	14,447	590	0.46兆円
支 出	42,310	32,664	14,187	1.31兆円
うち雇用調整助成金等 (うち翌年度繰越 6,687)	36,782 (うち翌年度繰越 6,687)	27,333 (うち翌年度繰越 4,960)	8,845 (うち翌年度繰越 659)	0.66兆円
(雇用調整助成金)	36,374	26,613	8,356	0.64兆円
うち 上記以外	5,528	5,330	5,342	0.65兆円
差 引 剰 余	▲15,410	0	0	0
積 立 金 へ 返 還	0	0	0	0
安 定 資 金 残 高 (積立金からの借り入れ累計額)	0 (13,951)	0 (28,398)	0 (28,988)	0 (3.36兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度、3年度、4年度は決算額(翌年度繰越額含む)。
 2. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円、令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円、令和4年度から令和5年度に繰り越して支出する額659億円がそれぞれに含まれている。
 3. 各年度の安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において安定資金として組み入れるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

参照条文等

□ 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）（抄）

附 則

第9条（略）

2（略）

3 政府は、令和六年度までを目途に、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金及び雇用安定資金の額その他の同勘定の財政状況等を踏まえ、新特別会計法附則第二十条の三第八項の規定による控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

□ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）（抄）

附 則

第20条の3（略）

2～5（略）

6 第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。ただし、雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、当該残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した額を同勘定の積立金に組み入れるものとすることができる。

7（略）

8 第四項の規定により繰り入れた金額又は第五項の規定により補足した金額がある場合であって、第六項の規定による積立金への組入金の総額が、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達していないときは、同項の規定にかかわらず、同項本文の規定により積立金に組み入れなければならないものとされる金額の総額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を控除することができる。

□ 参議院 厚生労働委員会附帯決議（令和4年3月29日）（抄）

十一、失業等給付の積立金からの借入額に係る雇用安定資金からの返済必要額については、労使が抛出した失業等給付に係る保険料を保全する観点から、返済の在り方について、一般会計からの繰入れとの関係も含めて検討すること。その際、雇用保険二事業の実施の状況、使用者側の負荷の状況等も勘案すること。加えて、育児休業給付資金についても、失業等給付の積立金からの借入れを行った場合には、同様の検討を行うこと。

失業等給付の今後（令和6～10年度）の収支見込みについて

試算の前提

(注)下線部は、第187回雇用保険部会資料からの変更点。

1. 雇用情勢の前提

令和6年度以降の基本手当の受給者実人員については、過去10年間の平均（平成25年度～令和4年度実績。約43万人）をベースとする。

※ 適用拡大の施行は令和10年10月を予定しているため、適用拡大により新たに被保険者となる者については、同年度中は基本手当の受給要件を満たさない。このため、同年度における受給者実人員は、適用拡大の施行前と同様、約43万人とする。

2. その他試算に当たっての前提

(収入)

- ・ 雇用保険料収入については、令和4年度決算をベースとする（令和6年度以降の雇用保険料率を8/1,000で据え置き）。
- ・ 今次の制度改正に伴う影響を加味している。
- ・ 雇用安定資金から失業等給付の積立金への返済額については、現時点で具体的な金額を見込むことは困難であるため、計上していない。

(支出)

- ・ 令和6年度以降の支出額については、令和4年度決算をベースとしつつ、教育訓練給付については、変動を反映している。
- ・ 今次の制度改正に伴う影響を加味している。
- ・ 予備費相当額については、計上していない。